

## **[事案 29-253] 入院給付金等支払請求**

・平成 30 年 10 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

糖尿病等の治療のため、約 3 か月間入院し、退院後も通院したので、平成 26 年 2 月に契約した終身医療保険にもとづき、疾病入院給付金および退院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の入院は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

(1)入院中の治療内容は投薬および食事療法であるから、通院治療が可能であった。

(2)申立人は、入院中に私用で 3 回外泊しているほか、4 回外出している。

(3)なお、患者が糖尿病について理解を深めた上で適切に治療を受けられるように 1、2 週間程度の「教育入院」が実施されることもあるが、申立人は本入院以前にも糖尿病により 3 回入院している上、本入院中に糖尿病の教育プログラムが実施された様子もない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の入院が約款に定める「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。